

審議会等の会議結果報告

1. 会議名	第6回 松阪市施設使用料等検討委員会	
2. 開催日時	令和2年12月24日(木) 午前9時30分～午前10時50分	
3. 開催場所	松阪市役所 議会棟2階 第3・第4委員会室	
4. 出席者氏名	委員	寺本 博美(委員長) 青木 俊樹 中西 幸男 中畑 裕之 中山 一男 平岡 豊子 保田 真宏
	事務局	家城 企画振興部長、岡本 市政改革課長、長崎 市政改革課施設マネジメント係長、笠原 市政改革課施設マネジメント係員
5. 公開及び非公開	公開	
6. 傍聴者数	2名	
7. 担当	松阪市 企画振興部 市政改革課 TFL 0598-53-4103 FAX 0598-25-0825 e-mail shisei.div@city.matsusaka.mie.jp	

協議事項・議事録 別紙

第6回松阪市施設使用料等検討委員会 議事録

と き：令和2年12月24日（木）午前9時30分～午前10時50分

と ころ：松阪市役所 議会棟2階 第3・第4委員会室

出席者：青木俊樹委員、寺本博美委員長、中西幸男委員、中畑裕之副委員長、中山一男委員、平岡豊子委員、保田真宏委員

事務局：家城企画振興部長、岡本市政改革課長、長崎市政改革課施設マネジメント係長、笠原市政改革課施設マネジメント係員

傍聴者：2名

事 項：1. 検討事項

（1）松阪市施設使用料等の見直し方針に関する提言書（案）について

2. その他

・今後のスケジュールについて

（午前9時30分）

事務局)

ただ今より、第6回松阪市施設使用料等検討委員会を開催させていただきます。委員のみなさまにおかれましては、年の瀬のお忙しいなか、当委員会へご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

また、本委員会でございますが、松阪市が定めております『審議会等会議の公開に関する指針及び運用方針 3会議の公開の基準』に基づき、公開とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、ここからは委員会要綱にしたがいまして、委員長が議長として議事の進行をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

1. 検討事項

委員長)

今日の委員会で終了する予定であり、本日の検討内容は提言書の最終確認を行います。それでは、事項書「1. 検討事項」の「松阪市施設使用料等の見直し方針に関する提言書（案）について」に入らせていただきます。

事務局から前回の委員会からの変更点等の説明をお願いします。

事務局)

検討事項（1）の「松阪市施設使用料等の見直し方針に関する提言書（案）について」の前回の委員会からの変更点を説明します。

(主な内容)

- ①「2 使用料の考え方」の「(6) 利用者区分率について」に、障がい者(乗率0.5)の記載を追加。
- ②「2 使用料の考え方」の「(8) 時間帯・曜日別料金」、「(9) 使用時間区分について」、「(10) 端数処理について」の項目を追加。
- ③「4 減免基準についての考え方」の「(2) 減免基準」の「市内に居住する障がい者及び障がい者で構成する団体が利用するとき」については、①において障がい者の利用者区分を規定したため削除。

委員長)

事務局からは明日、市長へ提出する予定である「松阪市施設使用料等の見直し方針に関する提言書(案)について」の説明がありましたが、委員のみなさまご意見はございませんか。

委員)

「2 使用料の考え方」の「(5) 上限・下限設定について」において、「施設老朽により、修繕費等の維持管理経費の増加が見込まれることから、下限については原則0.75倍までとします。」と記載されていますが、「施設老朽化」という文言の方がよいように感じます。また、「4 減免基準についての考え方」において、「施設等の機能等」のように何度も「等」と表現されているため、修正が必要であると考えます。

事務局)

「(5) 上限・下限設定について」は「施設老朽化」と訂正します。「4 減免基準についての考え方」については、「施設等」の「等」を削除します。

委員)

次に、「2 使用料の考え方」の「(10) 端数処理について」において、「1円単位の端数」と記載されていますが、少し分かりづらく、「10円未満の端数」と表現する方がよいように感じます。

事務局)

「1円単位の端数」より「10円未満の端数」の方が分かりやすいため訂正します。

委員)

「5 附属設備に係る使用料について」の「(2) ナイター設備に係る使用料について」は、前の(1)に記載がある冷暖房設備に係る使用料とは違い、ナイター設備の電気料金を使用料に反映させるということですが、重複した表現も多く、分かりづらく感じます。

事務局)

「(2) ナイター設備に係る使用料について」は「テニスコートやグラウンドのナイター設備については、それにかかる電気料金を使用料に反映させます。ただし、原価算出時における光熱水費については、その電気料

金を控除します。」と訂正します。

委員)

「4 減免基準についての考え方」の「(1) 減免基準の基本的な考え方」において、「使用料の減額・免除は、真にやむを得ないものに限定する」と記載がありますが、「やむを得ないもの」という表現は減免を仕方なく適用させるように感じますので、「必要なもの」とする方がよいのではないのでしょうか。

事務局)

「必要なもの」と訂正します。ここまでご検討くださいましたことの確認のため、内容を反映した提言書(案)を印刷いたします。

—事務局より提言書(案)の配布—

委員)

「5 附属設備に係る使用料について」の「(2) ナイター設備に係る使用料について」において、算出する場合の例が示されていますが、算出する方式と例はセットで示す必要があり、例のみ示していることに違和感があります。

委員長)

本提言書(案)は使用料の算出や減免基準の基本的な考え方を示すものであるため、この項目だけ算出方法の例を記載する必要性は少ないように感じます。

事務局)

「(2) ナイター設備に係る使用料について」は、「テニスコートやグラウンドのナイター設備については、それにかかる電気料金を使用料に反映させます。ただし、原価算出時における光熱水費については、その電気料金を控除します。」という文言のみとして、算出方法の例は提言書から削除いたします。

委員長)

委員のみなさま、「松阪市施設使用料等の見直し方針に関する提言書」について他にご意見はございませんか。本日の検討をもって、提言書は完成したということでよろしいでしょうか。

—委員より異議なし—

2. その他

委員長)

検討事項については承認をいただきましたが、つづきまして事項書2の「その他」の「今後のスケジュール」について、事務局からの説明をお願いします。

事務局)

本日、提言書が完成しましたので、明日12月25日に市長へ提言を行っていただきます。今後のスケジュールとしては、市としての見直し方針を検討し、来年1月にパブリックコメントの実施を経て、見直し方針を決定します。3月の議会に使用料改訂に伴う条例改正を上程し、議決を得られた場合は令和4年4月から改正使用料等を適用する予定です。

委員長)

事務局から今後のスケジュールの説明がありましたが、この点について委員のみなさま、ご質問等はありませんか。

委員)

パブリックコメントを実施するということでしたが、当委員会として何か対応することはあるのでしょうか。

事務局)

当委員会の委嘱は、市長へ提言するまでです。パブリックコメントは市としての見直し方針を決定するために行いますので、寄せられてご意見への対応や検討は事務局で行います。

委員長)

他にご質問はないようですので、全体を通して、委員のみなさまからご質問やご意見はございませんか。委員のみなさまから意見等はないようですので、これにて、当委員会の検討は終了とします。

事務局)

本日も最後までご議論いただきまして、本当にありがとうございました。

昨年の10月31日に第1回の委員会を開催しまして、市長からの委嘱により、本日まで6回の委員会において熱心なご議論をいただきました。加えて、今年は新型コロナウイルスの関係で、夏頃に検討終了する予定でしたが、本日まで延長をしてお検討くださいまして、本当にありがとうございました。

施設使用料の直し方針に関する提言書を、明日市長へ提出をいただきますが、長年にわたり市の懸案でありました公共施設の使用料の負担のあり方と減額免除基準を定めていただきました。施設の利用する方にその受益分をご負担いただくという前提のもと、合理性と公平性を備えた方針であると感じているところでございます。

今後は、先ほど説明しました通り、この提言書をふえまして、3月に条例改正案を議会へ上程する予定です。その際には、市民の充分納得していただけますように、PRに努めていきたいと考えているところでござい

す。

最後になりましたが、委員のみなさまにおかれましては、今後も松阪市政に対して、温かい目でお守りいただきまして、様々な立場からご意見をいただきたいと思いますと考えておるところでございます。

長期にわたりまして、ご尽力いただきましたこと、感謝の意を申し上げさせていただきます。この委員会終了の挨拶とさせていただきますと思います。本当にどうもありがとうございました。

以上

午前10時50分終了